



平成27年6月29日

各位

会社名 株式会社LIXILグループ
代表者名 代表執行役社長 藤森 義明
(コード番号 5938 東証・名証各一部)
問合せ先 執行役副社長 IR担当 筒井 高志
(電話 03-6268-8806)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成27年3月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の連結子会社である株式会社LIXILは、平成25年9月26日に株式会社日本政策投資銀行との間で株主間契約を締結し、各々が50%の議決権を有する特別目的会社であるGraceA株式会社(以下、「GraceA」という)およびGraceAの完全子会社を設立し、同日、GraceAおよびGraceAの完全子会社を通じてGROHE Group S.à r.l.(以下、「GROHE社」という)の発行済株式の87.5%を取得することについて、GraceAの完全子会社は売主との間で株式譲渡契約を締結し、平成26年1月21日に株式を取得いたしました。この企業結合の結果、GraceAは当社の持分法適用関連会社となりました。また、Joyou AG(本社：ドイツ、フランクフルト証券取引所上場、以下、「Joyou」という)はGROHE社の子会社であり、GROHE社を通じてのJoyouに対する当社の持分は、31.62%でありました。

Joyouの監査役会は、金融機関からの督促状が届いたことを契機に同社の財務諸表の正確性に疑義を認識したため、平成27年4月27日に監査人および法律顧問による特別監査を実施することを決定しました。Joyouは同年5月3日に同社の子会社において実施中の特別監査により、売上、負債および利用可能な現金の額が、平成26年度の同社の財務報告にて報告された各金額から、大きく乖離しているとの暫定的な結果を公表しました。Joyouは、同月21日に執行役会で債務超過を理由に破産手続開始の申立てを行うことを決定し、翌22日に破産手続開始の申立てをしました。

また、当社は、自らの調査によって、平成26年1月21日の株式取得時点から、Joyouは多額の債務超過であったということが判明し、過年度の決算訂正が必要であると認識しました。

そのため、当社は本件への対応として、過年度の決算を訂正するとともに、平成26年3月期有価証券報告書および平成27年第1四半期、平成27年第2四半期、平成27年第3四半期の四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

加えて、当期の連結財務諸表に開示すべき重要な不備に起因して特定した必要な修正は、すべて反映しております。

以上の経緯に照らし、当社グループの全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な不備があったことも一因である、と認識しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しております。上記の不備につきましては、本訂正報告書提出時点におきまして是正は完了していませんが、引き続き、本件に関する徹底的な事実解明と原因究明を行っております。

上記社内調査組織による調査に加え、社外取締役と外部有識者により構成される特別調査委員会を設置しました。

2. 連結会計年度末日までに是正できなかった理由

上記事実は当連結会計年度末日後に、金融機関からの督促状が届いたことを契機に調査を開始し発覚した事項であるため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することはできませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整理及び運用の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、今後、社内調査組織と特別調査委員会からの提言をふまえて、以下のような観点で抜本的な再発防止策を早急に検討することとし、財務報告に係る内部統制の重要な不備の是正に着手していきます。

- (1) グローバルなコンプライアンス意識の徹底
- (2) リスク特性に適合した内部統制の再構築
- (3) 内部監査およびモニタリング体制の強化
- (4) 当社から海外子会社等への管理体制の強化
- (5) 海外子会社等の人員の教育充実

4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する連結財務諸表への影響は、平成 27 年 3 月期の有価証券報告書に反映させており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はございません。

5. 内部統制報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

6. 付記事項

当社の連結子会社である株式会社 L I X I L（以下、「L I X I L」という）は、平成 26 年 12 月 10 日に、持分法適用関連会社である共同支配企業の GraceA 株式会社（以下、「GraceA」という）が間接保有する GROHE Group S.à r.l.（以下、「GROHE 社」という）に関し、GROHE 社の株主である Cai GmbH（以下、「Cai 社」という）との間で株式譲渡契約を締結し、L I X I L が Cai 社の所有する GROHE 社株式を取得すること（以下、「本 GROHE 社株式取得」という）といたしました。また、L I X I L と株式会社日本政策投資銀行（以下、「DB J」という）は、同日、平成 25 年 9 月 26 日に L I X I L と DB J との間で取り交わした株主間契約書（以下、「本株主間契約」という）を変更することの合意に至りました。平成 27 年 4 月 1 日、本 GROHE 社株式取得、および、本株主間契約の変更が行われたことにより、GraceA およびその子会社で GROHE 社株式を直接保有する GraceB S.à r.l.（以下、「GraceB」という）、並びに、GROHE 社を当社の連結子会社といたし

ました。これにより、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

以上